慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	多数決原理とインテンシティ
Sub Title	Majority Rule and Preference Intensity
Author	曽根, 泰教(Sone, Yasunori)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1979
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.52, No.4 (1979. 4) ,p.34- 60
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19790415-0034

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

多数決原理とインテンシティ

曽根泰教

一　はじめに
二　インテンシティの構造
三　インテンシティ問題の解決方法
四　利害対立とインテンシティ
五　結　論

一　はじめに

権力をえた彼らには彼らだけの値打ちがあり、権力の外に出た彼らにも彼らだけの値打ちがある。……
すべての政治は、利害関係者大多数の無関心に基礎をおいている。これがなくては全く政治は可能でない。
――ポール・ヴァレリー「党派」（寺田透訳）

あらゆる制度やルールがそうであるように、多数決原理も完全な体系とはいいがたい。多数決原理は、ある基準の下では他

のルールよりも優れていることは、他で示してきたが、[1] すでに多くの論者により、多数決のもつパラドキシカルな側面、あるいは盲点が議論されてきた。たとえば、アロー（Kenneth J. Arrow）の示した「投票のパラドックス」[2] は、多数決のもつ矛盾点として、古くはコンドルセ（Marquis de Condorcet）により指摘されている[3]し、「多数決は多数決を否定する者にも開かれたルールなのか」という命題に集約される〝絶対的多数決論者〟と〝制限的多数決論者〟の論争[4]も、多数決原理は常に無矛盾性を誇るということに異論をさしはさむわけである。しかし、ここで論ずる問題は、これらの大きなテーマよりは、ある意味では従来は簡単に処理されてきたことがらだといえる。

たとえば、「多数決原理を採用する時に考慮しなければならないのは少数者の権利の尊重である」といった古くからある主張は、まさしく、ここで論ずる「インテンシティ」（intensity）と密接に結びつく。ただし、この概念によって明らかにしようとする問題は、古典的テーマを単に新しいレッテルによって新しい外観を与えようということではない。たとえば、多数決原理の下での少数者の権利の尊重という問題も、元来、多数決に対比される原理が少数決（minority rule）である以上、どれだけ原理的に少数者の権利を考慮すべきかという明確な根拠づけを明らかにしてはいない。

すなわち、少数者にのみ尊重すべき特別な権利が存していると考えたのでは、そもそもの前提である「平等」の原則を否定することになる。あるいは、少数者の基本的人権に関わるようなことがらは、多数決の議決に左右されず、保護されるべきであるというようないわゆる「自然権」的な立場からすれば、尊重されるべき基本的人権は少数者のみならず、多数者にもあるわけであるから、その主張の中心は、多数決によって決定できない議決対象があるべきであるという立場に集約できるはずである。あるいは、少数者の権利尊重を唱える以前に、多数決の適用範囲は限定されるべきであるという考えは、基本的人権に関することだけではなく、古くから存在する。たとえば、カール・フリードリッヒ（Carl J. Friedrich）が指摘するように、多数になるために努力することにより、いつかは成功することが考えられる、政党制度によって代表される「政治

的少数」に対比して、社会構造の結果生ずる宗教的ないし文化的属性にもとづく「社会的少数」が存在する。つまり、一般的に見て、「社会的少数者」が多数派には簡単には転ずることがないと考えられるゆえ、「社会的少数はその決定的地位において常に存在する多数の側から加えられる専制から保護されなければならない。」[5]という結論が導き出される。この問題は、今日なお存在する人種的対立や「言語戦争」[6]、宗教的対立に見られる現象であり、そこにおいて生じた「少数者（マイノリティ）」[7]の問題をどのように解決すべきかは、現代の政治学の課題でもある。

そして、この問題の分析方法に一つの方向性を与えるのが、「インテンシティ」の考え方である。ただし、「インテンシティ」とは主として少数者の選好（preference）に関して論じられることが多いので、当然、「社会的少数」の問題の理解にも役立つが、本来、より広範囲の問題を対象とすることができる性質をもつ。たとえば、わが国のような宗教的、人種的、言語的な対立が尖鋭でない社会における、紛争や対立の基本構造の解明に適用可能であり、一般的に「総論賛成、各論反対」といつた事態がなぜ起きるかということの理解にも役立つといえるのである。

それゆえ、本稿では「インテンシティ」とは何であるかの基本構造を明らかにすることから議論を始め、この問題を解決することが可能か否かを多数決原理および投票の原理から探り、最終的には、従来「インテンシティ」の問題としては論じられてこなかつた「総論賛成、各論反対」につらなる一連の対立状況を分析する予定である。

（1）拙稿「決定ルールの構成原理」（『法学研究』五十二巻八号掲載予定）

（2）Kenneth J. Arrow, *Social Choice and Individual Values* (New Haven: Yale University Press, 1951, 2nd ed., 1963), 長名寛明訳『社会的選択と個人的評価』（日本経済新聞社）

（3）ギルボーの指摘による。G. Th. Guilbaud, "Theories of the General Interest, and the Logical Problem of Aggregation," in Paul F. Lazarsfeld and Neil W. Henry eds., *Readings in Mathematical Social Science* (Cambridge: M. I. T. Press, 1966), pp. 262-307; Duncan Black, *The Theory of Committees and Elections* (Cambridge: Cambridge University Press, 1958), pp. 159-180.

（4）たとえば、代表的な「絶対的多数決」を唱える代表者は、ケンドル（Willmoore Kendall）やラニー（Austin Ranney）であり、「制限的多数

決」(limited majority rule) を唱える代表は、フリードリヒ (Carl J. Friedrich) やマクロスキー (Herbert McClosky) である。Austin Ranney and Willmoore Kendall, *Democracy and American Party System* (New York: Harcourt, Brace, 1956); Willmoore Kendall, "Prolegomena to Any Future Work on Majority Rule," *Journal of Politics*, 12 (1950), pp. 694-711; Herbert McClosky, "Fallacy of Absolute Majority Rule," *Journal of Politics*, 11 (1949), pp. 637-654; Thomas L. Thorson, "Epilogue on Absolute Majority Rule," *Journal of Politics*, 23 (1961), pp. 557-565; 中村浩爾「多数決原理に関する一考察」京都大学『法学論叢』(一〇一巻一号、四号、一〇二巻一号)。

(5) Carl J. Friedrich, *Demokratie als Herrschaft- und Lebensform* (1959), 小山博也訳『現代政治—その支配形態と生活形態』(理想社) 九五頁。

(6) 増田純男編『言語戦争』(大修館)

(7) 本来、minorityとは少数者を指す言葉であるが、最近では数の多少よりも権利がそこなわれている者を言うことが多い。

二　インテンシティの構造

政治学者がいつ頃から「インテンシティ」の問題を論じ始めたか明確に特定化することはできないが、ウィルモァー・ケンドル (Willmoore Kendall) によれば、一九三七年か三八年のコースにおいて、チャールズ・ハイネマン (Charles Hyneman) が、この問題を論じていたという。[1] しかし、明確な形で世に問われたのは、一九五六年にロバート・ダールのA Preface to Democratic Theory (邦訳『民主主義理論の基礎』) が出版された時が最初であろう。[2]

多数決の基本前提は、〝大多数によつて選好されているもの〟(preferred by the most) を〝最も選好されているもの〟(most preferred) と仮定していることにある。しかしながら、「少数者がある選択肢を、多数者が他の選択肢を選好する以上に激しく (passionately) 選好している場合はどうなるのか」という問題が、まさしく「インテンシティ」の問題である。すなわち、それと多数決原理との関連が中心的な問題となる。

多義的な性格をもつ、「インテンシティ」の概念も簡単には定義できない。ダールも、暫定的な定義として、インテンシティとは「人間がある選択肢を望む、ないしは選好する度合だ、といえるかもしれない。[3]」とする。すなわち、投票や議会

や委員会における個人の意思表示は、一般的には、賛成か反対か、あるいは複数の選択肢の中からどれを選ぶかである。すなわち、その場合には、どの程度強く支持するか、反対するかは問題としないのが、従来の多数決の考え方である。それゆえ、インテンシティとしての個人の選好の強さ（strength）、激しさ（passionate）、密度、あるいは、ある意見についての固執強度の問題は捨象してきたといえる。すなわち、多数決原理の中心的な原則である「人民主権」（popular sovereignty）と「政治的平等」（political equality）の中で、とりわけ「政治的平等」の考え方はインテンシティの問題を考慮することを回避することを可能にしてきた。

すなわち、「政治的平等」の原則は、「匿名性」[4]（anonimity）の条件とともに、各個人の権利を平等に扱うことにより、個人間における質的な差を考えずにすますことができ、各個人の意思表示（たとえば、賛成、反対、棄権）の結果を量的に把握することを可能にするわけである。それゆえ、多数決とは、質的な問題を量的に転換するルールであるということができる。このことは、多数決とは、数（つまり頭数）を数えること（counting）が中心的手続きであり、重さを計ること（weighing）はしなくても成り立つという前提があつたということができる。

ところが、「インテンシティ問題」とは、多数決のもつ個人の表思表示の方向を基礎に数を数えるという原則に対して、個人のもつ選好の強さを計るという原理の導入であるということができる。すなわち、ここで考えなければならないことは、第一に、選好の強度をどのようにして知ることができるのかということであり、第二の問題点は、多数決の理論の中でどのように位置づけることができるかということである。

第一の論点に関しては、インテンシティ理解の契機となつたのは、世論調査の発達によることが大きいといえる。たとえば、ダールのインテンシティの分析に利用されている資料は、ミシガン大学のサーベー・リサーチ・センターの研究結果である。通常、選挙結果からは、共和党、民主党、棄権といつた分類しかできないが、世論調査を行うことにより、強い共和

党支持、弱い共和党支持、強い民主党支持、弱い民主党支持のそれぞれの態度の差を明らかにすることができるし、また、無党派（independent）の存在も知ることができるのである。

選好の強度を知る契機が、サーベー・リサーチ・センター的な調査方法であつたとしても、理論的に問題となる点は、測定可能性についてである。これは、単なる調査技術上の問題ではなく、いかにして個人間の選好の強度の相違を知るかとか、選好の強度の比較は可能かといつた理論上の問題である。この議論の大部分は、「効用」をめぐる経済学における「基数派」（cardinalist）と「序数派」（ordinalist）の論争を髣髴とさせる。すなわち、xとyの二つの選択肢について、ある個人がxをyより選好するとしても、それは、他の個人がxをyより選好する程度よりも強いのか否かを知りうるかという問題である。もし、仮に基数的に表現ができるとすれば、前者がxを100、yを10選好し、後者はxを9、yを1選好したとすると、同じxをyより選好する場合でも、その程度に差が生ずることが理解できる。ただし、アローをはじめとする経済学者によつて順位づけによる選好の関係は分析されてきたが、選好の強度については未開拓な分野であるといえる。[5] その意味では測定可能性が明確に規定されないとしても、選好の強度への注目は意義あることである。

この概念の導入により政治学的に興味ある事例が発見できるが、それはまた、従来の多数決理論の中でどう解釈すべきかという、第二の問題点ともつながる。

多数―少数の区別の外に、インテンシティを考慮すると、四つの組み合せが可能となる。(1)強いインテンシティをもつ多数――強いインテンシティをもつ少数、(2)強いインテンシティをもつ多数――弱いインテンシティの少数、(3)弱いインテンシティの多数――強いインテンシティの少数、(4)弱いインテンシティの多数――弱いインテンシティの少数である。この場合、最も問題となるのは、(3)の例であろう。**図1**に示したように(1)の例は、多数と少数が対称形をなすが、**図2**の場合は両者の関係は非対称の形態をとる。この(3)の例は、無関心な（apathetic, or frivolous）な多数とインテンシティは強い少数者

という対立の図式であり、他の三つの例では処理できるであろう問題か、ここでは残ることになる。すなわち、もし仮に「少数者の権利の尊重」という主張が意味あるものとすれば、それはこの(3)に集約されると考えるべきであろう。ただし、その方向性において、少数者の唱えることをそのまま決定すべきであるとの要求ほど強くはないと考えられるべきであろう。すなわち、少数者のインテンシティについての議論は、少数者が強く反対する場合の「拒否権」について論じられていることが多いといえる。たとえば、ダールは、この問題を次のように要約する。

図1　厳しい対立：対称的

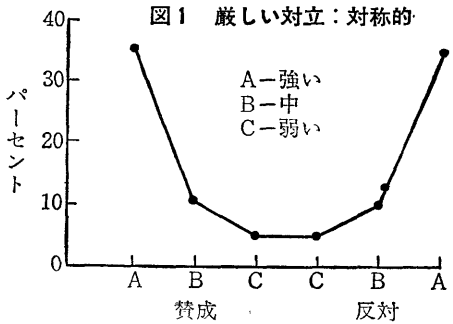

図2　厳しい対立：非対称

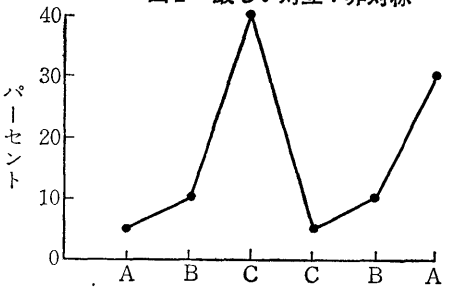

純粋な多数決の下において、そのルールは相対的に無関心な多数者が相対的によりインテンシティの強い少数者を圧迫しうるような場合に限つて、少数者の多数者に対する拒否権を認めるように作用しなければならない。すなわち、そのルールは、「厳しい非対称的な不同意」の事例をそれ以外の分布例から区別し、またそのような事例に限り少数者の拒否権を認めるような形に考案されなければならない。(6)

拒否権のもつ特殊な性格は後で論ずるとして、インテンシティの強い少数者の問題をどう考えるかが重要な論点であるが、この場合の少数者とは、すでに述べた「社会的少数者」であるのか、あるいは「政治的少数者」であるのか考え

てみる必要がある。

もし、それが「社会的少数者」であるとするなら、少数者の拒否権を認めるべきだという考え方は、無視しうるものではない。また、たとえそれが「社会的少数者」でないとしても、「永久に少数者」(permanent minority)にとどまつてしまう者が存在するとしたら、同様の理由でこの場合の考察の対象になる。たとえば、白人が大多数を占める選挙区の中で、少数の黒人の選好は、もしそれが強いインテンシティをもつている時に、どのように扱われるべきかという例に代表されるであろう。一般に「マイノリティ」(minority)と言われる問題は、インテンシティの問題としてより、割り当て制(quota system)に見られるように、人口統計的発想によつて処理されてきたといえるが、「マイノリティ」に対して、多数者が譲歩せよという一般的な風潮は、特に一九六〇年代にアメリカにおいて顕著に見られた。すなわち、このような主張をインテンシティの問題として考えてみると、多数派にとつては、それほどの重大な関心をひかない問題も、〃永久に〃少数派にとどまらなければならない者にとつては、まさしく強いインテンシティをもつ場合に、多数決による決定では、〃無関心な〃多数派が勝利を占めることが多い。その場合には、少数者の権利は著しく不利な立場に立たされたままであるので、少数者の拒否権を認めるか、あるいは、多数者の譲歩が必要になるという考え方であろう。もちろん、現実的な問題としては、このような要求は充分に効果をあげたといえるが、そのことは、仮に「社会的少数者」が強くインテンシティをもつ時には、たえず多数者は譲歩をするか、少数者に拒否権を与えるべきであるということになるのだろうか。

現実の問題として、少数者のインテンシティを認めることが、逆に多数者を無関心から強いインテンシティを持つように向かわせるということも考えられうる。たとえば、一九六〇年代に見られたアメリカ南部の白人の公民権に対する態度や、都市の中心部に居住して黒人と利害が競合する、ボストン南部のアイルランド系の下層民であるとか、ニューヨーク市のプエルトリコ系移民を始めとする住人達の例である。このような分極した、強いインテンシティをもつ多数派と少数派の対立

は、無関心な多数派が存在していた時と較べて、問題が少ないとは言えないのである。

「社会的少数者」を考える場合、もし、多数決という政治的決定が、明白な形で限界が存在するとしたら多数決そのものをこのような「社会的少数」にかかわる事例に用いるべきではないかもしれないし、また、多数決によつて解決できない事例の一つが、「社会的構成」を変えるということでもあるといえる。

「社会的少数者」に較べ、純粋な「政治的少数者」の事例は、もう少し複雑な問題点が付随する。すなわち、ほとんどの「人民主義的民主主義」[7]（populistic democracy）の依つて立つ「正統性」（legitimacy）の根拠は多数に存する。ところが、その多数が無関心あるいは弱いインテンシティによつて選択した政策や提案や法は、もし少数者が強いインテンシティをもつてそれに反対したとすると、それでもなお「正統性」を主張しうるか、という問題が生ずる。

この問題を理解するためには、もう一度、「人民主義的民主主義」の基礎に立ち帰る必要がある。つまり、多数決が最高の原理として採用される根拠には、「政治的平等」（political equality）と「人民主権」（popular sovereignty）がある。多数決が成立するには、個々人の相違は政治的平等の下に等質なものと理解され、それゆえ、頭数を数える（counting）という量的な把握が可能となる。また、自治的な社会（self-governing community）における最高の権威は多数であり、その政治的単位の内部の少数者、あるいは特定の人物の意見が優先されることはなく、また、外部の権威によつても、その決定は左右されるべきではないという「人民主権」、あるいは「市民主権」の考えが、その基礎にある。

ところが、インテンシティは、この考え方の重要な部分に対する挑戦であるともいえる。多数決についての代表的な理論家であるW・ケンドルとジョージ・ケリー（George W. Carey）が指摘するように、「突然の数えること（counting）から重さを計る（weighing）ことへの転換」[8]は、インテンシティが連続変数ではなく、離散的なものであるのかという問題や、「政治的平等」の原則をある特別の場合に限り棚上げするのかという点が問題となる。

本来、政治的平等が前提とするのは、各個人の重さについては等質なものとし、個々人の持つ意見の方向についての量的把握である。となると、頭数を数えるということと、重さを計るということが両立しうるのか考える必要がある。少なくとも、ある特定の人間のインテンシティを問題にするということは、その個人のもつ意見の質的な差に注目するのであるから、多数決の本来的な数を数えるという方法に、特定の人間の重さを計るということが介在してくる。これは確かに、数えるということと、重さを計るということは、「相互に両立しがたく、第一のルールから第二のルールへ移るということは、単なる妥協ではなく、第一のルールの拒絶である」[9]わけでもある。もし仮に、多数決を採用するということは、第一のルールを用いるということであり、多数決の結果、少数者に強いインテンシティの者が存在するという理由で、この場合に限り、他の尺度を採用したのでは、多数決は他のルールに道を譲るということになる。もし、重さを計るという原理を採用するとするならば、すべての個人について調べなければ、平等の原則は妥当しない。

すべての個人のインテンシティの強さを測定するということは、現実的にも、理論的にも多くの問題がある。すなわち、社会的少数者の場合と異なり、政治的な場における少数者のもつインテンシティの強さをどのようにして知るかは困難である。すなわち、多数決の原則は多数-少数の識別を行なう手段であるが、少数者がどれだけ強いインテンシティを持つているかは不明である。社会的少数者と違う理由の一つが、彼らは「永久に少数」の立場におかれているわけではなく、また、社会的属性に付随してかなり高い蓋然性をもつて、インテンシティは強いのではないかと推定する根拠も明らかではない。となると、何を根拠にそのインテンシティの強さを計るのかということが問題となるが、多くの決定の場合に、事前に世論調査を行うわけではないし、仮に世論調査が行われたとしても、決定結果や投票結果よりも世論調査の方が正しいという根拠はそれほど明白でない。このように考えてみると、インテンシティの強さとは、〃声〃の大きさ、あるいは具体的政治的活動における〃圧力〃の強さといつた、現実の政治過程に発生することがらの分析を必要とすることになる。

もちろん、多数決原理そのものは、このようなインテンシティ測定の手続を、その理論内に内在化させているわけではない。すでに述べたように、政治的平等を前提に各個人のインテンシティを測定する場合の理論的な問題点は、効用の測定可能性についての問題と同様な困難な点があることである。アローを始めとする多数決についての理論化は、個人の選好についての順序づけという「序数的」立場を採用し、社会の選好を導き出そうとする。しかし、個人の選好の強さの評価もしなければ、厚生や効用についての個人間の比較も回避してきたといえる。(10)

このような理論化の背景で、インテンシティの測定は可能かということが問われなければならないが、このことはまた、「投標」(voting) という質的なものを量的なものに転換するメカニズムに対し再検討を要求することになる。すなわち、委員会、議会、国民選挙などが基礎とする「投票」に基づく決定は、個人間の効用比較などを一切回避することができるというシステムでもある。すなわち、各個人がどのような効用をもち、どのようなインテンシティをもとうとも、「投票」として表われた結果のみが有効で、一人一票に代表される平等原則が守られる限り、個人間の比較は、態度の方向のみですむのである。

この問題点の解決方法は次章で述べることにするが、インテンシティに関連する問題は単に多数決原理の理論的側面に限定されるわけではなく、民主主義における「安定性」(stability) といったより大きなレヴェルで考えるべき問題も含まれる。しかし、ここでは、民主主義の「安定」といった問題には立ち到らないが、民主主義とインテンシティの関連については、明確にしておく必要があろう。ケンドルとケリーが述べるように、「それは、現実的問題であるが、人民主義的民主主義が解くことができない問題である。」(11) ともいえる。すなわち、多数決原理を中心に据えて考える限り、インテンシティの測定可能性の問題があり、政治的平等と抵触する部分をどう解決するかということがあり、さらには、拒否権を強いインテンシティをもつ少数者に認めるということは、多数決原理と競合しうる「全員一致」(unanimous rule) のルールを、暗黙

に認めることにつながるということを考えなければならない。すなわち、特定の場合は「全員一致」を認める「多数決原理」というのは、原理として自己矛盾を含むことになる。それはまた、「人民主義的民主主義」の範囲内では解決しえないともいえるし、多数決原理の他に何らかの他の権威なり、原理（たとえば「自然権」）といった理由づけにより解決をはかるということにもつながるわけである。このような論理の循環から抜け出すために、別の角度から、インテンシティを考えてみることにする。

(1) Willmore Kendall and George W. Carey, "The 'Intensity' Problem and Democratic Theory," *American Political Science Review*, 62 (1968), p. 6.

(2) Robert A. Dahl, *A Preface to Democratic Theory* (Chicago: University of Chicago Press, 1956), 内山秀夫訳『民主主義理論の基礎』(未来社)

(3) Robert A. Dahl, *ibid.*, p. 91, 邦訳一八〇頁。

(4) Kenneth O. May, "A Set of Independent Necessary and Sufficient Conditions for Simple Majority Decision," *Econometrica*, 20 (1952), pp. 680-684.

(5) Amatya Sen, *On Economic Inequality* (Oxford: Oxford University Press, 1973), p. 12, 杉山武彦訳『不平等の経済理論』(日本経済新聞社) 二四頁。センはこう指摘しているが、経済学において「インテンシティ」の問題が全く論じられてこなかったわけではない。たとえば、パタナイク(Prasanta K. Pattanaik)は、彼の著書の中で一章をさいて〝個人の選好のインテンシティ〟について論じている。主として個人間の効用比較についての議論が中心となるが、フォン・ノイマン＝モルゲンシュテルン (John von Neumann and Oskar Morgenstern)、アロー、ハルサニー (John C. Harsanyi) のインテンシティに関する議論を紹介しながら、パタナイク自身の見解を提出している。その中には本論では触れないが、「倫理的選好」(ethical preference) といった興味ある問題も示されている。しかし、総じていえば、パタナイクが結論するように、「現段階のわれわれの知識では、個人の選好の強度 (intensity) の測定と個人間の比較についてのいかなる正確な方法も存在しないということを示すのみである。」(傍点イタリック)というような現状である。Prasanta K. Pattanaik, *Voting and Collective Choice* (Cambridge: Cambridge University Press, 1971), p. 149.

(6) Robert A. Dahl, *op. cit.*, p. 103. 邦訳一九九頁（以下、必ずしも邦訳どおりではない）。

(7) ここで用いる「人民主義的民主主義」とはダールの用法に従う。ただし、訳語としては「ポピュリズム的民主主義」の方が理解しやすいかもしれない。またその語の契機はE・シルズ (Edward Shils) によるものとされている。R. Dahl, *ibid.*, p. 34. 邦訳一一四頁。

(8) W. Kendall and G. Carey, *op. cit.*, p. 8.
(9) W. Kendall and G. Carey, *ibid.*, p. 8.
(10) Amatya Sen, *op. cit.*, pp. 13–14. 邦訳二四—二五頁。
(11) W. Kendall and G. Carey, *op. cit.*, p. 11.

三　インテンシティ問題の解決方法

インテンシティ問題の中心的な難点が、「政治的平等」にあることを示してきたが、人民主義的民主主義の前提である「人民主権」と「政治的平等」とに抵触することなく多数決原理を生かすことが可能かということを考えることが重要な課題となる。その場合、「投票」に代表される方法により、インテンシティの測定可能性と、インテンシティの個人間の比較という難問を回避しうるのかということも考察の対象としなければならない。

すなわち、インテンシティの測定に際して、各個人が一人一票の投票権をもち、かつその一票は同等に扱われるという「政治的平等」の原則と、誰の票かは問題とならないという「匿名性」の条件が生かされる限り、インテンシティは原理的には、投票結果からのみでは判定がつかないことは、前章に示した通りである。ここで一つの決定方法のためのモデルを考案しようとするが、その際に、基本的な「民主主義」の価値と、「多数決原理」の有効性については考慮しておく必要がある。

インテンシティの測定と「政治的平等」が競合しないための方法として考えられうることは、一つには、選好の順位づけを行うことであり、第二には、順位づけと似ているが、異なる方法である累積投票の方法である。

順位づけによる投票方法は、ボルダ（Jeancharles de Borda）やコンドルセ（Marquis de Condorcet）にまでさかのぼることができる。[1] しかし、三つ以上の選択肢について順位づけを行って投票した場合の矛盾は、「投票のパラドックス」[2]（the para-

dox of voting)とか、「コンドルセ効果」[3] (Condorcet's effect) というように一般的に知られている。いうまでもなく、この問題を明確に理論化したものが、「アローの不可能性の定理」[4] (Arrow's Impossibility Theorem)である。しかし、すでに前章で示したように、選好の順位づけと、選好のインテンシティは同一のものではない。すなわち、この問題は、仮にインテンシティが「基数的」表現をすることが可能ならば、ある程度は解決点を見い出すことができるといえるが、個人間のインテンシティの比較という重要な問題が残る。以上の理由から、ここでは順位づけについては、インテンシティ問題の解決方法としては採用しないことにする。もちろん、二つの選択肢についての順位づけでは「投票のパラドックス」は発生しないが、インテンシティの測定についても、三つ以上の選択肢では同様の問題が起きると考えられる。

このような理由から、もう一つの可能性の例の、より単純な方法である累積投票の発想について検討を加えることにする。多数決原理が有効である理由は、政治的平等を満足させる他に、「投票」により量的な把握が可能であるということを示してきたが、たとえば順位づけを行わない累積投票の例をここで考えてみることにする。

すなわち、政治的平等の前提から、一人に仮に複数の投票権を与え、その複数の票については同等に扱うことにより、順位づけによるパラドックスを回避する。このルールの条件は、第一に理論的には、自己の選好のインテンシティを正しく投票に反映させる「誠実な投票者」[5] (sincere voter) が前提となる。第二には、選好のインテンシティに従い、二つの選択肢（賛成か反対という最も簡単な例を考えれば）について、強い賛成から強い反対まで累積的に投票することにより、自己の選好を表明するものとする。ということは、第三の条件として、このルールに特有な性質を付与する必要が生ずる。すなわち、弱いインテンシティの場合には、各選択肢に対する投票数は当然少なくなり、棄権というカテゴリーへの投票ないし、投票せず（すなわち「棄権」。図3の個人4の例参照。）という票が相対的に多くなる。このことは付随的に、第四の条件が追加される。つまり、決定ルールが過半数による単純多数決の場合、投票総数を基礎にすると、一般の投票よりも、弱いインテン

シティが多い場合には、棄権票が多くなることが予想されるので、投票総数から棄権票を除いたものを基礎とした方が現実的には機能すると考えられる。

このような条件の下で、すでに述べたインテンシティの問題状況を正しく表現できるか、あるいは、「政治的平等」や「人民主権」、また、多数決による量的把握の有効性はそこなわれることはないか、検討することが重要であろう。

図3　累積投票によるインテンシティの計算

個人	賛成	棄権	反対	多数決の場合
1	○	○○		勝者連合（5/9）
2	○○	○		
3	○○	○		
4	○	○		
5	○	○○		
6		○○○		
7		○	○○	敗者連合（3/9）
8			○○○	
9			○○○	
計	7	11	8	

まず、政治的平等についてであるが、すべての個人に仮に三票の累積投票の権利が与えられるとすると、一人一票と同様に平等原則が貫かれることになる。そして、この場合、順位づけは行わないので、各票は同等に扱われ、かつ、単純多数決と同様に、票数を数えるのみで、重みづけについての計算は回避できることになる。いうまでもなく、投票の結果、すなわち、多数を占めた意見が、その政治的社会の決定とされるということは、通常の多数決原理と変わらず、そのことはまた、「人民主権」の原則にも合致する。

それでは、最も重要な問題である、〃無関心な〃（インテンシティの弱い）多数派と、インテンシティの強い少数派の対比が、このルールにおいて明確に表わすことができるかということを考察してみる。仮に、一人三票の権利をもつ九人からなる政治的社会において、二つの選択肢（この場合、「賛成」と「反対」）についての判断を行ったとすると、**図3**のような例が考えられる。この例が示すように、もし、単

純多数決による場合だと、賛成多数（九人の中五人の過半数による多数）であるが、逆に、累積投票を認めた例だと八対七で反対が過半数（「棄権」「投票せず」を除いた投票数十五を基礎とした場合）になることになる。いうまでもなく、反対者の方が強いインテンシティをもつている者が多く、それゆえ累積的に反対票を投票した結果により、数は多くともインテンシティの弱い賛成者の累積票を上まわつたことによる。おそらく、このような例がダールが示した例に対応しているといえよう。その意味からも、多数決原理の下でインテンシティの測定が、「投票」を通じて可能となつたといえるわけである。また、このルールを用いる長所は、ある特定の状況に限り、少数者に拒否権を与えるという、多数決原理の一時的否定という問題を解決できる点にもある。すなわち、拒否権ではなく、累積投票による反対によつて可能となつたわけである。

このルールが成立するための問題点および短所はいうまでもなく存在する。たとえば、図3においては、「合理性」を前提とした投票のみしか認めなかつた。すなわち、二つの選択肢が賛成-反対というように相反する対象を選択する場合には、票を賛成に一票、反対に一票、棄権に一票というように投ずる例は、明らかに「合理性」の前提に反するといえる。その場合、二つの選択肢について〝無差別〟(indifference) であるなら、三票とも「棄権」するか、あるいは何らかの弱い選好があるなら、賛成か反対に一票、棄権に二票という配分になるべきである。しかし、この「合理性」の前提も、選択対象が相互に背反していない場合には、各選択肢に分散させる投票も弱いインテンシティの時にはありうるとして、修正する必要がでてくる。そのことはまた、三つ以上の選択肢については、たとえこの累積投票を用いても、「投票のパラドックス」が発生しうるということを否定するものではない。

第二の問題点は、インテンシティとは連続的 (continuous) なものか、あるいは離散的 (discrete) なものかについての解釈にかかわるわけであるが、ここに示した例のように、賛成三票から反対三票までの七つの態度の方向とインテンシティの強さとの組み合わせの可能性に分解することは、インテンシティについてのカーブが連続したものとして描かれるものであ

るとすると、確かにある尺度の下に分解してしまうことには問題はある。しかし、一人一票による「投票」が前提としていることは、たとえ各個人が選択肢についての選好が複雑な形態をとつていたとしても、「賛成」か「反対」の二つ（「棄権」を含めて三つ）の態度表明の方向しかないわけであるから、「投票」のシステムの重要な点をそこなつているわけではない。むしろ、一人一票による原則が、「政治的平等」を前提とする「擬制」によつて、各個人の票の重さを等しく扱つたということから類推すれば、票に表われた結果にのみ注目することにより、個人間のインテンシティ比較が、三票平等による累積投票で可能になつたといえる。つまり、「投票」手続の標準化によつて、三票のものは、二票投ずる者よりインテンシティは強いと見做すことが可能になるわけである。

ただし、その場合、各個人のインテンシティの強さと、「投票」の結果が正しく反映されるという、〝誠実な投票者〟を前提としてきた、そのこと自体が第四番目の問題として浮かびあがつてくる。たとえば、インテンシティが強くないにもかかわらず、何らかの理由で、賛成に三票投ずるというような例である。すなわち、選択肢についてのインテンシティは弱いが、反対派が勝ちそうであるから、賛成にすべて投票するというような〝戦略的投票〟(6)（strategic vote）の例を調べる必要がある。

〝誠実な投票〟から〝戦略的投票〟を許す例への移行は、このルールの条件の変更を意味するが、実際の投票において発生しないわけではない。(7) ただし、ここで考えるべきことは、現実性の問題ではない理論的な範囲内のことであるので、〝戦略的投票〟の場合における投票の主たる理由が、選択肢についてのインテンシティではないので、このルールが対象としている状況とは様相が異なる。すなわち、他の個人やグループの主張に対抗するために、反対の選択肢に累積して投票するというような例も、〝戦略的〟という意味において強い「インテンシティ」をもつている状況であると規定することもできうる。もちろん、本来のインテンシティとは選択肢についての場合にのみ限定されるべきであるが、選択肢以外の〝何ら

かの理由〃に基づくインテンシティの問題も、このルールの範囲内で扱うことが可能であるということである。

このような大きな問題の他にも、たとえば第五番目の問題として、拒否権を認めないことによる逆の例として、少数者のインテンシティを含めた投票結果が、単純多数決の多数者よりも多い場合の例として、少数者が強く反対することはすでに見てきたが、少数の多数が賛成について強いインテンシティをもつ場合も、このルールによれば、単純多数決の多数者は敗れる。すなわち、単純多数決により否決されるべきものが、累積的多数決では賛成多数により支持されるということは、従来のインテンシティの考え方ではあまり明確な研究対象として扱われてこなかつたことである。この問題を考える場合に、「悪しき不作為よりも悪しき作為の方がより悪い」[8]という拒否権を認めてきた現状維持的な一つの立場に立てば、この例も検討する余地が残る。また、このような少数者のインテンシティの強い賛成は、逆に〃無関心な〃反対者に、強いインテンシティを将来抱かせることになるのではないかという問題が、拒否権を単純多数決で認める例と同様に経験的(empirical)な問題として考慮する必要が発生しうる。

いずれにしても、ここで検討してきた五つの問題点は、あくまでも理論的なものが中心であつたといえる。[9]その点からいえば、このルールの最大の弱点は、現実に実行しうるか否かという実際的な側面であろう。一人三票が、自己の選好のインテンシティにより投票されるという条件自体が最も問題となることは言うまでもない。また、一人一票の原則よりもはるかに、わずらわしい手続が必要となる。しかしながら、ここに示したルールは、「人民主義的民主主義」的発想がもつ、「政治的平等」や「人民主権」、あるいは多数決原理のもつ有効性を前提としたままで、「哲人王」といつたことを持ち出さずとも、インテンシティを扱うことができる理論的可能性を論じたものである。

(1) Dancun Black, *The Theory of Committees and Elections* (Cambridge: Cambridge University Press, 1958), pp. 156-185.

(2) Kenneth J. Arrow, *Social Choice and Individual Values* (New Haven: Yale University Press, 1951, 2nd. ed, 1963), 長名寛明訳

『社会的選択と個人的評価』（日本経済新聞社）

(3) G. Th. Guilbauld, "Theories of the General Interest, and the Logical Problem of Aggregation," in Paul F. Lazarsfeld and Neil W. Henry eds., *Readings in Mathematical Social Science* (Cambridge: M. I. T. Press, 1966), p. 265.

(4) Kenneth J. Arrow, *op. cit.*; Amatya Sen, *Collective Choice and Social Welfare* (San Francisco: Holden-Day, 1970).

(5) たとえば、この概念については次の著書にも表われている。Y. Murakami, *Logic and Social Choice* (London: Routledge & Kegan Paul, 1968), p. 4.

(6) 戦略的投票については、次のものを参照のこと。Robin Farquharson, *Theory of Voting* (New Haven: Yale University Press, 1969).

(7) いうまでもなく、戦略的投票は通常の一人一票の場合でも起きる。

(8) これは、ダグラス・レー（Douglas W. Rae）の言うpositional preferenceに対応する。Douglas W. Rae, "Decision-Rules and Individual Values in Constitutional Choice," *American Political Science Review*, 63 (1969), p. 52.

(9) これ以外に問題となりうることは、一般的な「持ち点制」による投票や「加重投票」などによっても発生する、投票者の数の増加にともなう相対的な〝重さ〟の減少による〝相殺〟という現象である。たとえば、本論では会議体ないし決定を行う集団の「規模」を便宜的に(1)委員会（committee）、(2)議会（assembly）、(3)国民一般による投票（popular vote）というように分類して考えているが、確かに一人三票が(1)の例である10人による委員会の場合と、(3)の十万人が有権者である選挙では異なる結果が表われるといえる。ただし、本論の目的は、単純多数決による結果と、インテンシティを認めた累積投票との間の矛盾の存在の指摘に議論の中心があるので、いかに〝相殺〟現象が起きるかという数理的分析はここでは行わない。

四　利害対立とインテンシティ

今までのところ、インテンシティの強弱の問題が発生したら、それにどう対処するかについては論じてきたが、なぜインテンシティの差異が発生するかの原因については論じてこなかった。それに最も近い議論は、「社会的少数者」についての考察であったが、社会構成上発生する少数者は、政治的少数者と異なり、永久に少数者の地位にとどまることが多いと考えられるので、彼らはインテンシティが強いであろうとの推論の上に議論を行つてきたわけである。ただし、この場合に考えるべきことは、「社会的少数者」はいかなる争点や政策についてもインテンシティが強いのか、ということである。少なく

とも、彼らが自己の主張に固執する事例は、彼等の権利が著しくそこなわれている場合であり、自己の利害が当該の争点で問題となる場合であると考えることができる。すなわち、人種的対立が激しいような社会では、人種という社会的構成を分界線（cleavage line）として利害が鋭く対立し、それゆえ、利害対立の激しい争点については強いインテンシティをもつわけである。

このことは、別の角度から見れば、利害対立の激しい所では、インテンシティが強い個人やグループが存在するのではないかという推定ができる。すなわち、日本の社会のように比較的に社会的対立が少なく、「社会的少数者」という基準が、言語、人種、宗教などで、それほど当てはまらない所では、インテンシティという問題は発生しないとであろうと結論してしまうわけにはいかない。社会的要因以外の理由で発生した多くの強いインテンシティをもつ少数者を見い出すことができる。それは、少なくとも利害関心の深さに共通の特徴があるといえる。こうして見てくると、わが国の政治の分析にインテンシティの概念を持ち込むことには、相応の意味があり、また逆に、インテンシティについての別の側面を明らかにすると期待できる。

新東京国際空港の建設やゴミ工場の建設、あるいは多くのいわゆる「住民運動」に見られるように、強く反対する〝少数者〟を見い出すことが可能である。このような問題は、現実的には純粋な「人民主義的民主主義」の判定基準に従つて、インテンシティの強い少数対インテンシティの弱い多数者という図式に明確に分類されるわけではなく、代表制のシステムを考慮に入れる必要がある。しかし、多数に依つている代表が決定したことが、組織された少数者の抵抗に会つているのは事実である。一般的にこの問題は、政策決定過程における住民参加の問題として理解されることが多いし、また、「総論賛成、各論反対」の例とも見ることができる。しかし、本論ではこの問題はインテンシティとの関連においてのみ論ずることにする。

たとえば、ゴミ工場の建設の必要性は認める（「総論賛成」）としても、それが自分の家の前や近所にできては困る（「各論反対」）という図式は、新幹線や道路建設の結果生ずる騒音に対する反対運動にも共通して見られる。言葉を変えていえば、この対立の図式は、ある公共政策の選択が特定の個人なり集団なりの利益を侵害するということである。それゆえ、この利害の対立する個人や集団は強いインテンシティをもち、通常は、その政策に対して反対運動を起こすわけである。

これらの反対運動が主張する別個的理由を捨象すると、彼らは単に政策決定過程における「話合い」への参加[1]、すなわち民主主義の基礎原理である「討論[2]」への参加を主張しているだけではなく、政策の決定は各市民の「同意」を必要とするという考えを暗黙に抱いていると思われる。すなわち、社会契約論に代表される「体制」(regime) についての「同意」の他に、「政策」についての同意を唱える主張は、歴史的にめずらしいものであるとはいえないが、基本的にはこの考え方は多数決原理と相反する。すなわち、すべての人の同意がないときは、政策は決定できない、あるいは実施すべきでないという主張は、各個人に「拒否権」を認めるべきであるという主張と同じ構造をもつ。すなわち、この考え方の純粋型は「全員一致」のルールであることはいうまでもない。

それでは、ここにおける多数者と少数者の関係を調べてみることが、ダールが規定したインテンシティの問題と同じものかどうか判断するためには必要となる。ここでの少数者とは、マジソン (James Madison) が心配したような、多数からの抑圧[3]の危険を考えなければならない、財産的にも、身分的にも豊かな「少数者」といえるであろうか。確かに、各個人の利益がそこなわれるという意味では、「権利」や「利益」をもつてはいるが、それは必ずしも〝特権的〟なものとはいちがいに規定できない。少なくとも、ここで論じている紛争の基本構造は、明白な形での〝地主対小作〟とか、〝資本家と労働者〟というような利害対立に根ざしているというよりも、多数者と少数者はある政策をめぐつて発生するもので、両者の間の質的な差は事前に存在しているとは思えない。つまり、時と場所が変われば、あるいは異なる政策については、多数者と少数

者の組み合わせは変わつてくるといえる。その意味から言えば、「政治的少数者」の問題と見ることも可能であるが、政治的意見についてのインテンシティよりも、利害をめぐるインテンシティが優先されるということで、ここでは別の角度から論ずることにする。

すなわち、公共政策をめぐる選択において発生する対立の図式は次のように要約できるであろう。ある政策の選択によつて得られる利益は〝排他的に享受できない〟という「公共財」の特徴からして、特定の個人なり集団なりが特定できない。[4] ところが、その公共政策の選択により発生する損害は、特定の個人や集団に集中する可能性がある。それゆえ、彼らは、集団としての組織行動に強い誘因（incentive）をもつことになるが、逆に多数者の方は、マンカー・オルソン（Mancur Olson）の言うように[5]〝ラージ・グループ〟としての性格を持つことになる。すなわち、少数者の強いインテンシティに対して、多数者は弱いインテンシティしかもたない（オルソン的に言えば、集団的に活動する誘因が少ないことになる）。

このようにして考えてくると、「社会的少数者」や「マジソン的少数者」なども、このような〝利害対立〟[6]をめぐるインテンシティの文脈で論ずることが可能となる。その意味では、〝利害対立〟によるインテンシティは、インテンシティについての一般型を示すものであるといえよう。

ただし、ここでは、「総論賛成、各論反対」と多数決原理の関連を調べておく必要がある。つまり、「総論賛成」とは単に政策の〝総論〟にとどまらず、いかなるルールを用いて社会の決定を引き出すかの「立憲的選択」（constitutional choice）にかかわる問題だからである。すなわち、強いインテンシティをもつ少数者の反対とは、基本的に、あらゆる場合に多数決を認めないのか、あるいは、多数決原理を認めるが、特定の場合に限り拒否権を認めるのか、何らかの別のルールを目指しているのか不明である。というよりもむしろ、彼等は特定の政策に直面して始めて、自己の利害と抵触することを知り、強いインテンシティを抱くようになつたといえる。すなわち、「立憲的選択」を行う基本的条件は、決定のためのルール選択の

時には、提案（審議事項）のリストは知られていないということである。すなわち、ジョン・ロールズ(John Rawls) 的表現をすれば、この時の条件は各個人とも〝不知のヴェール〟(7)(the veil of ignorance) に包まれているということである。すなわち、この時の選択において多数決に賛成しておいて、具体的な政策について自己の利害にかかわることが分かると、多数決に異を唱えるというのは、ルール違反であるが、現実的にはしばしば起きることであろう。それが「総論賛成、各論反対」の別の意味である。

ここでは論じてはこなかつたが、多数派についての別の解釈が存在するのも確かである。すなわち、政党政治においては、多数とはインテンシティの強い少数者の連合体であるという考え方である。確かに政党の唱える政策とは「政策パッケージ」(policy package) の色彩が強く、支持の最大化を目指すため、各利益集団、圧力団体、支持グループの要求を認めるため、「政策パッケージ」は妥協の産物であるか、時として相互に矛盾している内容が盛り込まれていることがある。このような政策のパッケージ化のもつ欠陥は明らかであるので、当然、インテンシティの強い個人やグループは、政党や議員に対して、特定の政策の実施、あるいは反対を訴える。その最も極端なケースが〝単一争点政治〟(single issue politics)、あるいは〝単一争点投票〟(single issue vote) ということになるであろう。(8) しかしながら、多数とはインテンシティの強い少数者の連合であり、(9) 真の多数者は存在しないのかということの検討の大部分は経験的研究に委ねられる必要があり、本論が対象としてきた理論的範囲を大きく越えることとなる。

（1）「参加民主主義」(participatory democracy)は決定権(あるいは拒否権)を各参加者にもたせるべきという主張なのか否かを知る必要がでてくる。

（2）討論に民主主義の価値をおくのは、リンゼイなどに代表されよう。Alexander D. Lindsay, *The Essentials of Democracy* (London: Oxford University Press, 1929), 永岡薫訳『民主主義の本質』(未来社)

（3）James Madison, *The Federalist Papers*, No. 48等。

（4）もちろん、自分の家の近くに地下鉄の駅ができて便利になつたという付近の住民を特定化することも可能であるが、そうなると地下鉄は「公共財」

であるのかという別の疑問が生じてくる。

(5) Mancur Olson, *The Logic of Collective Action* (Cambridge:Harvard University Press, 1965)

(6) 利害対立については、アクセルロッドの次のもの参照のこと。Robert Axelrod, *Conflict of Interest* (Chicago:Markham, 1970)

(7) John Rawls, *Theory of Justice* (Cambridge:Harvard University Press, 1971), chapter 24.

(8) このことを指摘したのは、*Newsweek*, Nov. 6, 1978, pp. 42-54.

(9) ダールのような多元論者 (pluralist) が言うように、多数やある少数 (minority) が決定するのではなく、複数からなる少数派による「諸少数支配」(minorities rule) が現実にアメリカの社会の特徴か否かという問題は、本論の範囲を大きく越える大問題であるといえる。Robert A. Dahl, *A Preface to Democratic Theory* (Chicago:University of Chicago Press, 1956), p. 132ff. 邦訳、二四八頁以下。

五　結　論

単に選好についての順位づけの問題にのみ限定されることなく、選好の強度、すなわちインテンシティを解明しようという理論的な関心は、完全に満足のいく解答を与えたわけではない。たとえば、本論三章のボルダ的な累積投票の方法によるインテンシティを考慮に入れた解決方法は、三つ以上の選択肢について普遍的に妥当する一般解ではなかつた。むしろ、これまでに明らかにされたことは、ダールによつて指摘されたように、多数決原理を採用した場合に発生するインテンシティという問題の発見と、それのもつ理論的意味であつた。本論において追求した問題点は、いわゆる多数決によつて生ずる少数者の権利の尊重という古典的テーマをインテンシティの文脈において把え、さらには、「社会的少数者」のみならず、わが国のような政治、社会的状況に起きる紛争も、このインテンシティという概念により理解が可能になり、また、そこで発見された〝利害の対立〟から発生する、選好についてのインテンシティの強弱という考え方は、より一般的な性質をもつていることを指摘してきた。

このインテンシティの考え方が特に考慮した状況は、強いインテンシティをもつ少数者と弱いインテンシティをもつ多数

者が多数決原理を採用した時発生した場合である。その場合、「人民主義的民主主義」の中心原理である「政治的平等」と「人民主権」の関係については、すでに論じてきたが、この強いインテンシティをもつ少数者の主張が、彼等に「拒否権」を認めるべきであるという点に注目して、この問題を整理してみる。

仮に、n人からなる集団が決定を行う場合、q人の多数者が存在しているとする。ということは、(n−q)の少数者が存在することになる。多数者と少数者の関係は図4によつて三つの類型に分類することができる。(1) そうした場合、いかなる決定のルール(k)が考えられるかということが、少数者のインテンシティと関連をもつことになる。すなわち、類型(1)の範囲〔0＜k≦(n−q)〕は、この中の少数者により決定できることを意味し、また、類型(2)の範囲〔(n−q)＜k≦q〕では、少数者より多い数から多数者の数までの範囲である。また類型(3)はその範囲が(q＜k≦n)となる。ここで、kを決定のためのルールとすると、多数者が採用したら必ず勝てるルールは、類型(2)の範囲のルールである。逆に、少数者が勝つための戦略は、類型(1)の範囲の選択によつて少数者にも決定権が確保できるようにするか、類型(3)を選ぶことによつて、多数者の決定を阻止することである。ただし、一般的には、事前にqの値、すなわち多数者の数が明らかであるとは限らない。しかし、それが可能なら、少数者が「拒否権」を行使できる範囲は、類型(3)である。つまり、多数者が全構成員の六割であることが判明したら、少数者は、たとえば三分の二の特別多数決や全員一致を主張すれば、多数者の決定を阻止できる。あるいはまた、四割以下で成立する「少数決」(minority rule)を採用すれば(類型(1)の範囲)、多数者と同様に少数者にも決定の権限が生まれてくる。逆に多数者にとつては、四割をこえるところから六割までの範囲にあるルールなら、自分達の主張を通すことができる。

図4　多数派と少数派の対立があるときの決定ルール選択のための方法

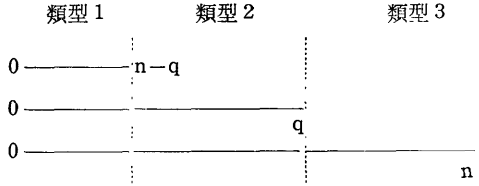

この場合、もし、多数者の数qが不明であるとするならば、少数者は「全員一致」を唱えれば、少なくとも〝少数者〟が空集合（すなわち0人）でないことを知っているので、必ず多数者を阻止することができるのであるそして、一般的に「拒否権」を認めることは「全員一致」の原則と同義であることが多いというのは、その意味である。

このようにどのルールを採用するかは、戦略的側面をもつ。すなわち、多数決の採用における問題点は当然存在するにしても、逆に、「少数決」（類型(1)の範囲）や「特別多数決」や「全員一致」（すなわち類型(3)の範囲）がもつ問題点も考えなければならないのである。

たとえば、ある政策について「拒否権」を行使することを認めるということは、その政策が実施できないか、決定そのものができないということを多くは意味する。そのことは、とりもなおさず、〝現状〟（status quo）を選択したということに他ならないのである。つまり、多くの「非決定」（non decision）ということは、現状維持的な性質をもつことになるのである。

いうまでもなく、多数決原理を主張する者でも、多数者は何をしてもよいという極端な主張をした者の数は多くない。[2] そのことは、多数者自身の〝内的規制〟（internal restrains）に期待をかけても良いのであろうが、ここではあくまでも「ルール」にのみ議論を集中した。

たとえ、多数決原理というルールをとつたとしても、ポール・ヴァレリー（Paul Valéry）の言うように「権力をえた彼らには彼らだけの値打ちがあり、権力の外に出た彼らにも彼らだけの値打ちがある。[3]」ということは、ここでの多数者と少数者についても当てはまるであろう。そして、彼はもう一つのことを忘れてはいなかつた。「すべての政治は、利害関係者大多数の無関心に基礎をおいている。これがなくては全く政治は可能でない[4]」と。

(1) この考え方は、レーによる。Douglas W. Rae, "Decision-Rules and Individual Values in Constitutional Choice," *American Poli-*

tical Science Review, 63 (1969), p. 54.

（2）Robert A. Dahl, *A Preface to Democratic Theory* (Chicago:University of Chicago Press, 1956) p. 36. 邦訳七五頁。

（3）Paul Valéry, "Des Partis," 寺田透訳「党派」（『ヴァレリー全集12—現代世界の考察』）四五頁。

（4）Paul Valéry, *ibid.*, 前掲訳書四六頁。